

## 株式会社ニトリに対する勧告について

平成20年6月17日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ニトリ（以下「ニトリ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第7条第2項の規定に基づき、同社に対して勧告を行った。

### 1 関係人の概要

事業者名	本店所在地	代表者
株式会社ニトリ	札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号	代表取締役 似鳥 昭雄

### 2 勧告の概要等

#### (1) 違反事実の概要

ニトリは、自社が販売する家具及びインテリア用品の製造を下請事業者に委託しているところ、コストダウンを図るため、下請事業者との間で、「協定販売促進費」と称して、平成18年2月21日から同19年2月20日までの期間における下請代金の額が一定額を超えた場合又は前記期間における下請代金の額が平成17年2月21日から同18年2月20日までの期間における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には、下請代金の額に一定率を乗じて得た額をニトリに支払う旨の協定を締結していた。

ニトリは、平成18年5月から同19年8月までの間、前記協定を締結した下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた（減額した金額は、下請事業者計71名に対し、総額3億2945万6054円である。）

なお、ニトリは、既に下請事業者に対し減額分を返還している。

#### (2) 勧告の概要

ア 前記(1)の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがをしない旨を取締役会の決議により確認すること。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
	電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

イ 前記アに基づいて採った措置及び下請代金の額から減じていた額を下請事業者に対し支払った旨並びに今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 前記ア及びイに基づいて採った措置並びに下請代金の額から減じていた額を下請事業者に対し支払った旨を取引先下請事業者に周知すること。

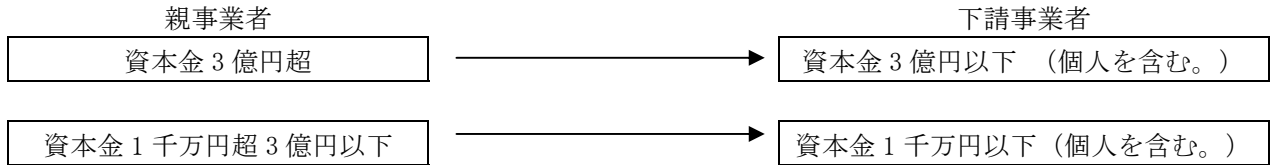
## 下請法の概要

### ● 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

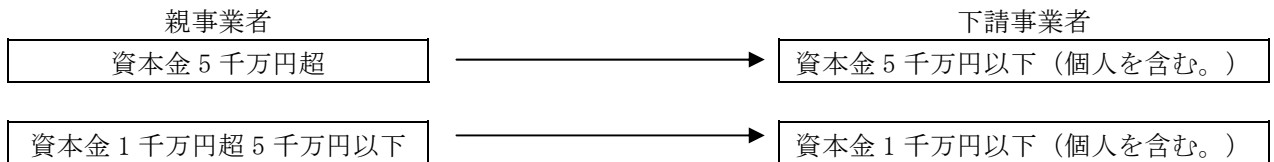
### ● 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ● 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

## 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二百十号）

## （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

## （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

## （勧告）

## 第七条

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。